

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒100-0014

東京都千代田区永田町 2 丁目 4 番 15 号
社団法人 日本電機工業会

家電部長 古米幸郎

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

平成 16 年 8 月 24 日

電波利用料制度の見直しに関する意見

社団法人 日本電機工業会

ユビキタスネットワーク社会の実現に向け、電波は重要な資源であり、これの有効利用をより一層図ろうとする姿勢、政策の方向は歓迎するところです。また、時代のニーズに合わせ長年の慣行を打破して再配分を積極的に行なおうという基本的視点もまた高く評価するものです。しかしながら、今回の電波利用料制度の見直しにおける免許不要局の扱いに関しては下記のような諸課題があるため、免許不要局については従来通り非徴収であるべきと考えます。

記

1. 国の目指す方向である「e-Japan 戦略」、ユビキタスネットワーク社会の実現に向けていろいろな施策（IT 投資促進税制など）が推進されており、国民がその成果を享受しようという段階に至ろうとしています。特にユビキタスネットワーク社会実現に向けての総務省の役割は大きく、今回の電波利用料の見直しもその施策の一環であると理解しています。当工業会におきましてもその一翼を担い、無線を利用した情報家電商品を通じて国民生活を豊かにすることに貢献しようとしており、結果的に産業貢献もできるものと考えています。今回の電波利用料の見直しの中で、免許不要局からの徴収案が出されていますが、これはようやく市場に出し始めた段階にある情報家電の育成・普及を阻害し、新たな産業創造の芽を摘むのではないかという強い危惧を抱かせるものです。日本の国際競争力がある分野への実質的な課税ともいえる電波利用料の徴収は、上記国家施策・総務省施策に相反し、国としての方針に矛盾が生じることになり、国民、そして産業界の理解を得ることは難しいと言わざるをえません。

2. 電波は国民の共有財産であるという意味については、基本的に各人が他人に電波干渉を起こさない範囲で使用するものは国民個々人の財産であり、それらの権利を侵さない範囲で、特定の事業者等に使用を許可する権限を国に委ねているという考え方があります。

この考え方にしてば、各家庭のような閉じた、限られた範囲で使用される低出力の無線局・免許不要局などに対して電波利用料を求めるについては、国民個人の範囲での財産権を侵すのではとの危惧が生じかねません。

3. 昨今、海外からの電波利用商品の輸入も増加しており、これらへの電波利用料の課金が正しく行われなければ、等しく公平性を欠くことになるおそれがあります。また個人が持ち込む機器に対しても同様、公平性のある対応が不可欠ですが、電波利用料の徴収は難しいと言わざるをえません。

以上